○農林水産省告示第千五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字平二五一九、二五二〇、二五二一の一、二五二二の一、二五二九、二五三〇の二、二五三〇の四、二五三一の一、二五三二の一一、二五三五の二、二五三六、二五三七、二五四三の二、二五五六の三、二五五六の四、二五五七、二五五八の一、二五六八、二五七一、二六一六の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字平二五五六の三、二五五六の四、二五五七、二五三五の二・二五四三の二・二五五八の一・二五六八・二五七一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町坂貫字咄合一九六四の二

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字咄合一九六四の二（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　熊本県阿蘇市狩尾字日下一八三六の五三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び阿蘇市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　群馬県安中市松井田町土塩字小根山三三一九の一二八から三三一九の一三〇まで、三三一九の一三五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市伊香保町湯中子字長坂八九七、九〇八の一、九一〇、九一二の一、九一二の二、九一三（次の図に示す部分に限る。）、九一四、安中市松井田町五料字山岸一八〇（次の図に示す部分に限る。）、吾妻郡東吾妻町大字須賀尾字矢久平八六七、利根郡みなかみ町相俣字伽立九八一の甲、九八二の甲、九八三、字上淺地一〇四二、須川字薄倉一五三五、一五三六の一、一五五三、一五五四、一五五六、一五五七、字笠原一五六〇から一五六二まで、一五六三の一、一五六三の二、字駒尻二一一四、二一一六、二一二〇の一、二一二〇の二、二一二一、二一二四の一、二一三五の二、字高平二一三六の二、二一三七、二一三八、二一三九の一、二一三九の二、下津字道円改戸四二〇三の一、四二〇三の二、四二〇四、四二〇六の一、四二〇七、字前岩四六一一、字中島四六五二の一、四六五九の一、四六六〇、四六六七から四六六九まで、四六七〇の一、四六七一、四六七四、四六七六の一、四六七九、四六八〇の一、字後久保四六八二の一、四六八三、四六八六の三、字戸渡四八三六の一、四八三六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十一年十一月四日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　福井県福井市味見河内町三二字山春日上一、二、三の一、三の二、四、五、八、九、二〇、二二、二三、二六から二八まで、三〇、三三から三六まで、三三字御江谷二から四まで、三四字中御江谷三から七まで、一〇、一二から二〇まで、二三、二六から三〇まで、三六字上御江谷三から七まで、一〇から一三まで、一五、九五字ゴイ谷一の一、一の二、二の二から二の五まで、二の七から二の九まで、二の一一、二の一三から二の一六まで、二の一八、二の一九から二の二四まで、二の二六から二の二八まで、二の三〇から二の三五まで、三の一から三の四まで、九九字西ツ谷二の二五、三の一、三の二、一〇〇字西ケホラ一の一から一の四まで、一の六、一の七、一の一〇、一の一二、一の一三、一の一五、一の一六、二の二、二の五から二の九まで、二の一二から二の一六まで、二の一九から二の二一まで、二の二四から二の二七まで、二の二九、一〇一字留尻一の一、一の二、二の一から二の五まで、二の七、二の一〇、三の一、三の二、三の六から三の九まで、三の一一、三の一三から三の一六まで、三の一八、三の二〇、三の二三、三の二六、三の二七、三の二九、三の三一、三の三三、三の三五、三の三七、三の三九、三の四二から三の四四まで、四の一から四の三まで、五の一から五の三まで、五の五から五の七まで、一〇二字梶谷一の二、一の四、一の六から一の八まで、一の一〇から一の一二まで、二の一、二の二、